

随意契約理由書

1 案件名称

業務統合端末機及び LGWAN 接続系利用パソコンの移設・設定業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大塚商会 LA 関西営業部

3 随意契約理由

各市税務所の事務執行体制の変更により、業務統合端末機及び LGWAN 接続系利用パソコン（以下「端末機」という。）を移設するとともに、正しく動作するように設定する必要がある。

上記業務を端末機保守業者以外の業者に対応させることは、端末機の障害等のトラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不明確となるなど、著しい支障が生じるおそれがあることから、端末機保守業者である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

5 担当部署

税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-8747）